長野県外郭団体検討委員会 6団体審議結果のとりまとめ方

林業公社		とりまとめの視点 (委員会としての審議事項)
③本委員会としての提言(総括)		
公社の役割/役割分担のあり方	①社会・経済状況など 政策的にみた公社の業務 内容の妥当性	・戦後の荒廃した森林を早期に復旧するため、国策として分収林制度が創設され本県でも昭和41年から森林の造成を林業公社が担ってきた。 ・県全体の民有林の森林面積からみると公社の分収林契約森林は3%の面積であるが、森林所有者自らが森林を育成することが困難な森林の育成を公社が担ってきており、分収林契約森林は公社により適正に管理され森林の公益的機能が維持されている。 ・公社の存続あるいは廃止(県への移管)を選択するにあたっては、今後の効率的な組織運営、県の負担額等を考慮する必要がある。
	②他組織との競合性の 有無	・森林所有者から委託を受けて森林整備を行う担い手としては、県下に18の森林組合や林業事業体(会社等)が存在するが、分収林制度(分収林特別措置法)に基づいて、森林整備を行うことができる長野県の団体は林業公社だけであり競合性はない。 ・分収林事業を直接県が行うことは可能である。(県営林に移行済みの県が4県、移行等を検討している県が4県) → 契約解除は土地所有者との間では契約不履行となり、同意を得ることは極めて困難
	③他機関(機能)に移管した場合の効果と新たな課題	・公社は、森林組合や民間に分収林契約を移管することはできないが、県に移管することは可能である。 ・分収林契約森林の管理は、公社でも県でも同様の適正管理ができ、同様の公益的機能の効果が得られる。 ・県に移管する場合は、公社の県からの債務の処理が問題となるとともに、日本政策金融公庫からの借入金の返済など、損失補償に 伴う新たな経費負担が発生する。(三セク債の活用は可能)
	④「公社の役割」(総括)	・分収林制度により森林所有者に代わって公社が森林を造成し、早期の森林再生に貢献してきた。・公社造林は、水源のかん養・土砂災害の防止等の公益的機能の発揮や木材生産を目的とする地域の森林整備の模範となっている。
経営上からみた再評価	⑤経営資源の量や配分 の適切性	・平成14年から新たな分収林契約の締結は行わず、現行の契約森林の適正管理に努めている。 ・木材価格の長期的な低迷を受け、過去に新規契約において2度(1回:昭和62年~平成10年、2回:平成10年~平成14年)に亘り分収率の見直しを行うとともに、経営改善集中実施プランを策定し、平成20年から過去に契約した分収率を見直し、変更契約をする取組みを実施している。 ・過去に県から借入れた借入金には、5%複利の利息が発生しており経営を圧迫している。
	⑥経常利益等からみた 施策・事業のあり方	・森林の造成より、木材が販売できる段階においては、自ら市場を開拓していくマーケティング戦略が必要である。 ・将来の木質バイオマスエネルギーへの利用は、未利用材の利用拡大と将来的な木材価格の底上げにつながるものと期待できること から経営改善の要素になり得る。 ・経営改善を集中的に行うため、分収率の見直しや収入間伐の推進が引き続き必要である。
⑦その他		・分収林制度は、造林を促進し林業振興と森林の諸機能を維持増進することを目的に、金融上の支援措置や木材収入が保証されることを前提に作られた制度で、国策として推進されてきた。しかし、経営面の伐採による木材収入が得られるまで借入金に頼らざるを得ない状況は全国的な課題
⑧包括外部監査人の指摘事項		・平成23年度以降の県からの財政支出を試算した結果、貸付金残高214億円のうち、名目価値で145億円の回収が不能である。平成23年度以降の県の貸付金支出と回収を現在価値で計算すると、19億円の支出超過となる。当公社を早期に廃止した場合には財務的な負担の問題もあり、基本方針の事業手法について政策的な判断を含めて総合的に見直しを検討する必要がある。当公社を平成88年度末まで存続させた場合とそれ以前に解散する場合のメリット・デメリットを検討した上で、改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。